

証券コード 341A

2026年6月8日

(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株 主 各 位

静岡県富士市青島町39番地

**株 式 会 社 ト ヨ コ ー**

代表取締役CEO 豊澤 一 晃

## 第31回定時株主総会招集ご通知

拝 啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第31回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyokoh.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

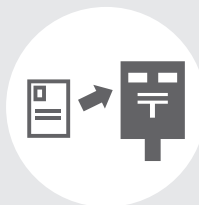
1. 日 時 2026年6月23日(火) 午前10時00分(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 静岡県富士市蓼原町1750番地 富士市文化会館ロゼシアター 小ホール
3. 目的事項  
報告事項 第31期(2025年4月1日から2026年3月31日)事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
  - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ・個別注記表

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限** 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分必着



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2026年6月22日（月曜日）午後5時30分入力完了分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時** 2026年6月23日（火曜日）午前10時

### ❗ ご注意事項

※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。



## 株主総会参考書類

## 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	とよさわ かずあき 豊澤 一晃 (1976年9月3日生)	1996年4月 株式会社ジャパンアートプランニングセンター 入社 1999年1月 個人事業主としてデザイン業を開始 2003年7月 当社入社 当社取締役 就任 2014年5月 当社代表取締役CEO 就任(現任) 2017年6月 株式会社ikplanning 代表取締役 就任(現任)	4,483,025株
【取締役候補者とした理由】 豊澤一晃氏は、代表取締役としてSOSEI事業・CoolLaser事業を立ち上げ経営の指揮を執り、事業の発展を牽引してきました。その実績とリーダーシップを活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。			
2	すずき のりゆき 鈴木 紀行 (1976年8月4日生)	1999年4月 東光株式会社(現株式会社村田製作所) 入社 2010年4月 ローム株式会社 入社 2016年1月 Wireless Power Consortium 日本代表 就任 2017年10月 NVIDIA Corporation 入社 同社インダストリー事業部シニアマネージャー 就任 2019年10月 EDGEMATRIX株式会社 入社 同社執行役員 就任 2024年4月 当社入社 当社執行役員 就任 2024年6月 当社取締役COO 就任(現任)	250,000株
【取締役候補者とした理由】 鈴木紀行氏は、国内外のメーカーにてエンタープライズ営業に従事し、スタートアップでのマネジメント経験も有します。当社参画後は、大手建機レンタル会社や電力会社など様々な規模・業種の顧客に対しCoolLaserのセールスをリードしてきました。その実績と経験を活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としてしました。			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	しらい はじめ 白井 元 (1986年5月10日生)	2009年4月 あらた監査法人(現PwC Japan有限責任監査法人) 入所 2011年10月 フロンティア・マネジメント株式会社 入社 2013年6月 有限責任監査法人トーマツ 入所 2016年10月 同所マネジャー 就任 2019年6月 株式会社グリーンティー 代表取締役 就任(現任) 株式会社クリュートメディカルシステムズ 社外監査役 就任 2020年1月 株式会社CambrianRobotics(現株式会社obniz) 社外監査役 就任 2020年3月 ニューラルグループ株式会社 社外監査役 就任 2020年6月 当社入社 当社取締役CFO 就任(現任) 2021年1月 監査法人FRIQ パートナー 就任 2026年4月 株式会社エヌエスティー 社外監査役 就任(現任)	594,410株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 白井元氏は、複数の監査法人やコンサルティング会社にて、監査業務、金融機関向けアドバイザリー業務、企業再生業務及びIPOアドバイザリー業務等に従事しました。当社参画後はコーポレート部門を統括し、資金調達やIPO準備をリードしてきました。その実績と経験を活かし、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き取締役候補者としました。	
4 社外	もりや みのる 守屋 実 (1969年5月1日生)	1992年4月 ミスミ株式会社(現株式会社ミスミグループ) 入社 2002年8月 株式会社エムアウト 取締役 就任 2010年9月 株式会社守屋実事務所 代表取締役 就任(現任) ケアプロ株式会社 取締役副社長 就任 2011年4月 ラクスル株式会社 取締役副社長 就任 2015年4月 株式会社サウンドファン 取締役 就任 2015年10月 AμB株式会社 取締役 就任 株式会社SEEDATA(現SEEDER株式会社) 社外取締役 就任 2016年11月 プティックス株式会社 社外取締役 就任 2017年11月 メディカルケアデザイン株式会社 (現シンクヘルスケア株式会社)代表取締役 就任 2017年12月 株式会社日本クラウドキャピタル (現株式会社FUNDINNO )社外取締役 就任(現任) 2018年4月 株式会社テックフィード 社外取締役 就任 2018年6月 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 取締役 就任 株式会社セルム 社外取締役 就任 2019年8月 株式会社日本農業 社外取締役 就任 2020年9月 株式会社ガラパゴス 社外取締役 就任(現任) 2022年9月 株式会社Liberaware 社外取締役 就任(現任) 2022年10月 VALT JAPAN株式会社 社外取締役 就任(現任) 2023年2月 ドクターメイト株式会社 社外取締役 就任(現任) 2024年6月 当社社外取締役 就任(現任) 2026年2月 カイテック株式会社 社外取締役 就任(現任)	一株
		<b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 守屋実氏は、ミスミ株式会社で数々の新規事業の立ち上げ、運営等に従事した後、ラクスル株式会社では取締役副社長に就任し、同社をIPOに導くなど、新規事業家として幅広い業種・規模の会社経営に従事した経験を有します。豊富な新規事業の成功や失敗の経験を踏まえた経営に関する助言を通じて、当社の更なる企業価値向上を実現することが期待できることから、同氏を引き続き社外取締役候補者としました。	

- (注) 1. 各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の守屋実氏は現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって社外取締役としての在任期間が2年となります。
3. 当社は、守屋実氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。守屋実氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は社外取締役である守屋実氏との間で、その期待される役割を十分に発揮できるように、会社法第427条第1項の賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。守屋実氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 豊澤一晃氏、白井元氏の所有する株式数には、同氏らの各資産管理会社が所有する株式数も含めて記載しております。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心に見られるものの、インバウンド需要の増加等により景気は緩やかに回復しております。一方、物価の上昇や年度後半に生じた中東情勢による国内景気低迷への懸念等、経済の先行きは不透明な状況が続いております。建設業界におきましては、引き続き設備投資に増加の動きが見られましたが、現場の高齢化など労働力不足に悩まされております。

このような状況の中、SOSEI（ソセイ）事業は、自動車産業や機械業、鉄鋼業など国内工場の大型改修案件もあり、通期で売上高は前年比増となりました。

CoolLaser（クーレーザー）事業は、2024年9月より納品開始した「CoolLaser G19-6000」シリーズを大手インフラオーナー系列や道路橋の公共工事に従事する工事会社に向け、一社で複数台の導入や、リピートオーダーの事例が複数出ており、通期で12台の販売に至っております。

これらの結果、当事業年度における全社の業績は、売上高3,133,835千円（前年同期比54.7%増）、営業利益629,033千円（前年同期比108.8%増）、経常利益618,728千円（前年同期比135.4%増）、当期純利益550,348千円（前年同期比71.4%増）となりました。

(単位：千円)

事業別	期 別	第30期		第31期（当期）	
		売上高	構成比	売上高	構成比
SOSEI事業		1,603,012	79.1%	1,783,713	56.9%
CoolLaser事業		422,889	20.9%	1,350,121	43.1%
合 計		2,025,901	100.0%	3,133,835	100.0%

### (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は214,196千円であり、CoolLaser事業は新工場であるHAMAMATSU BASEの改修工事等を45,048千円で行った他、G19-6000シリーズ1台を自社用に振り替える等、事業合計で162,255千円取得しました。SOSEI事業は吹付用の機械及び装置の追加導入12,244千円等、事業合計で44,034千円取得しました。

### (3) 資金調達の状況

2025年5月にオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額372,738千円を調達いたしました。また、今後CoolLaserの量産化による運転資本の増加を見据え、2025年7月に富士信用金庫より200,000千円を、2025年9月にしずおか焼津信用金庫より300,000千円をそれぞれ長期借入金で調達いたしました。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 優秀な人材の確保

SOSEI事業は、建設業界全体に共通する課題である若年労働力不足の問題に直面しており、採用が当初予定どおりに進捗しない可能性が考えられます。SOSEI工法の外断熱効果は一年を通じて空調効率が高まり、省エネ化や温室効果ガス削減に繋がります。社会全体の脱炭素化の取り組みが後押しとなり、年々SOSEI工法への引き合いが高まる一方、採用遅延は工事遅延に繋がる可能性があります。当社はこの課題に対応するべく、幅広い人材紹介会社と密にコミュニケーションする他、施工管理も実施いただける協力会社と関係構築しています。

CoolLaser事業は、国内の各種市場に向けた提案活動や、スタンダードモデルに加えて市場ごとに求められる応用開発に対応するべく、エンジニア人材の確保が求められます。当社はこの課題に対しても、SOSEI事業と同様の採用確度を高める取り組みを行っております。

#### ② 製品力の強化

SOSEI事業は、強度不足で太陽光パネル設置が困難とされたスレート屋根上に、SOSEI工法を施した上で、特許出願済の特殊な方法で治具を設置することで重量物である太陽光パネル設置が可能となり、新事業の開始を予定しております。これにより、太陽光事業者との協業が可能となりSOSEI事業の売上拡大に繋がることや、より環境配慮型の原材料を使用することで、地球温暖化に積極的に取り組む発注企業に対しても価値の訴求に繋がります。

CoolLaser事業は、新型レーザーヘッドの開発や装置の小型化に引き続き取り組むとともに、各市場分野向けの応用開発を行うことで、更なる販売拡大に繋げて参ります。

#### ③ 顧客の獲得

SOSEI事業は、既存顧客からのリピートによる売上高が全体の8割程度を占めており、一度SOSEI工法を採用いただいた顧客からの高い評価により、当該顧客の別工場等を継続的に発注いただいております。一方、新規割合が全体の2割程度に収まっている要因としては、「SOSEI工法の認知拡大活動の不足」、「リピート売上は一定程度、顧客企業側の予算化状況や工期の見通し等が可能であるものの、新規顧客は突発的な引き合いとなる中、当社施工体制が不十分であることで取りこぼしが生じている。」の2つが考えられます。

これら対応として、上記①優秀な人材の確保に記載のとおり、継続した人員の採用を進めるとともに、新規販売代理店の開拓も行い、協創を重視しながら営業活動の強化を図って参ります。

CoolLaser事業は、老朽化した社会インフラ構造物を保有する多くは国・地方自治体や大手企業であるため、これら顧客に対し販売代理店と協力し認知活動を高める他、展示会への出展やメディア掲載等により、CoolLaser工法という新技術の存在を広めて参ります。

#### ④ 内部管理体制の強化

当社管理部門は、上場会社として求められるに十分な体制を有しているものと考えていますが、SOSEI事業、CoolLaser事業ともに今後も継続した事業拡大を図っていくことから、新たに求められる管理業務に対して対応が可能となる様、引き続き内部管理体制の強化も図って参ります。また、事業成長の陰で法令遵守等の意識が薄れることがないように、ガバナンス体制を維持及び更なる継続した強化を図って参ります。

#### ⑤ 安定した財務基盤の確保

CoolLaser事業は、日進月歩で進化を続けるレーザー業界の技術革新の動向を絶え間なくキャッチし、将来的にCoolLaserへ採用するべき技術がある場合、新たな研究開発活動を行う可能性があります。このような新たに発生する研究開発費に加え、既存製品においてもその量産を行うにあたっては、運転資本の増加が見込まれることから、これらの資金需要に対して安定した財務基盤を確保するよう、手元資金の活用に加え、借入金の調達や、協業関係を深めるための第三者割当増資などによる資本調達について、財務健全性のバランスを重視しながら国内外を限定すること無く、継続して検討して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度 第28期	2023年度 第29期	2024年度 第30期	2025年度 (当期) 第31期
売 上 高	1,117,392千円	1,095,495千円	2,025,901千円	3,133,835千円
経 常 利 益 (△ 損 失)	△113,650千円	△157,578千円	262,852千円	618,728千円
当期純利益 (△純損失)	△114,846千円	△158,469千円	321,085千円	550,348千円
1株当たり当期純利益 (△純損失)	△11円49銭	△15円26銭	27円09銭	40円64銭
総 資 産	1,336,973千円	1,920,601千円	3,889,861千円	5,341,373千円
純 資 産	△226,137千円	328,459千円	2,030,625千円	2,979,340千円
1 株 当 たり 純 資 産	△22円63銭	29円83銭	155円88銭	218円78銭

(注) 当社は2024年11月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) その他重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は「キレイに、未来へ」をミッションとし、独自技術でインフラメンテナンス現場の「3K（キツイ、汚い、危険）を3C（Cool、Clean、Creative）に」変え、老朽化した工場や倉庫、橋梁や鉄塔などの社会インフラ構造物を、より永く、キレイに子や孫の世代へ受け継いでいくSOSEI事業とCoolLaser事業を展開しており、インフラメンテナンスを通じて循環型社会の実現に貢献して参ります。

SOSEI事業は、瞬間硬化する特殊な樹脂を老朽化した屋根上に吹き付け補強する独自工法を発注者である施工対象の工場や建物の所有者に対し、工事役務を提供しております(特許第7332142号、第6815548号)。1層目に断熱効果のあるウレタンフォームを吹くことで、夏場の屋根裏温度が最大20℃程度低下するため、空調の効率化を通じて電気代やCO2排出量が削減し、脱炭素化の時代に相応しい工法となっております。

CoolLaser事業は、これまで工場内部で切断工程や溶接工程に使われていた高出力レーザーをクリーニング用途に応用し、橋梁や鉄塔などの分厚いサビ・塗膜除去を行うことができる高出力サビ取りレーザー施工装置「CoolLaser」を独自開発し、主に①橋梁分野(道路・鉄道)、②鉄塔分野(通信・送電)、③海事分野(海運・ドック)、④その他分野(プラント・保管)という4つの重点分野のインフラオーナーやインフラメンテナンスを担う工事会社向けに、装置の製造販売や消耗品・保守サービスの提供、試験施工を中心とした工事役務を提供しております。

「レーザー光の円形照射による対象物(サビ・塗膜)の除去」を日米で権利化するなど複数の特許技術を元に、5.4kWの高出力化に成功しており、表面処理の品質や施工スピードの速さの観点から、この工法のフロントランナーとして確固たる優位性を築いております(特許第5574354号、US-9868179、EP2823929)。

(9) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	静岡県富士市青島町39
東 京 オ フ ィ ス	東京都港区元赤坂1丁目2-7 赤坂Kタワー 4F
HAMAMATSU BASE	静岡県浜松市浜名区平口657-1
浜 松 研 究 所	静岡県浜松市浜名区宮口3824-12
S O S E I B A S E	静岡県富士市蓼原241-1
九 州 営 業 所	福岡県福岡市博多区山王1-14-12 平田ビル1F

(10) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員	48名	9名増	45歳0ヵ月	5年5ヵ月

(注) 上記の従業員数には、パート社員1名は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	625,100千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	433,460千円
し ず お か 焼 津 信 用 金 庫	278,568千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	220,000千円
富 士 信 用 金 庫	173,328千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,618,090株
- (3) 当事業年度末の株主数 6,940名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社ikplanning	4,085,000株	30.00%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	837,600	6.15
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	648,000	4.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	549,200	4.03
建装工業株式会社	500,000	3.67
豊澤 一晃	398,025	2.92
大和ハウスグループ共創共生1号投資事業有限責任組合	396,900	2.91
白井 元	394,410	2.90
株式会社トヨコー従業員持株会	358,063	2.63
太平電業株式会社	300,000	2.20

3. 新株予約権に関する事項（2026年3月31日現在）

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2024年1月18日	2024年6月28日	2024年8月21日
新株予約権の数	37,920個	49,000個	5,000個
保有人数 当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く） 当社社外取締役（監査等委員を除く社外役員に限る） 当社取締役（監査等委員）	2名 － 1名	3名 － 1名	－ 1名 －
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 189,600株	当社普通株式 245,000株	当社普通株式 25,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない	新株予約権と引換えに 払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり700円	1株当たり700円	1株当たり700円
新株予約権の行使期間	2026年1月19日から 2034年1月18日まで	2026年6月29日から 2034年6月28日まで	2026年8月22日から 2034年8月21日まで
新株予約権の主な行使条件	(注) 2	(注) 2	(注) 2

- (注) 1. 2024年11月30日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことにより、「新株予約権の目的である株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
2. 新株予約権の行使に関する事項は、次のとおりであります。
- ① 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、以下の事由に該当した場合は、新株予約権を行使することができない。
    - (i) 当社又は当社の子会社（当社が直接又は間接に発行済株式総数の50%超の株式を保有する子会社をいう。以下同じ。）の取締役、監査役又は従業員の地位にない場合。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
    - (ii) 新株予約権者が法令又は当社若しくは当社の子会社の社内規程に違反し、当社又は当社の子会社に対する背信行為があった場合。
  - ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めないものとし、新株予約権者の死亡の日をもって当該本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ④ 本新株予約権の行使価額の年間の合計額が金1,200万円（法令の改正により、税制適格要件の一つである年間行使価額の上限金額が変更され、当該変更後の上限金額が本新株予約権に適用される場合には、その変更後の上限金額）を上回らない範囲で行使することができる。
  - ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 本新株予約権は、当社の普通株式が国内外を問わずいずれかの証券取引所、店頭市場その他の公開市場に上場又は登録された日以降に行使することができる。この場合において、本新株予約権は以下の(i)乃至(iii)に定める区分に従って、順次、行使可能となるものとする。
    - (i) 割当日から2年後の応当日から割当日から3年後の応当日の前日までは、割当てられた本新株予約権の個数の3分の1（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）について、行使可能となる。
    - (ii) 割当日から3年後の応当日から割当日から4年後の応当日の前日までは、行使された本新株予約権の累積個数（上記(i)の期間中に行使された本新株予約権の個数を含む。）が割当てられた本新株予約権の個数の3分の2（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる。）に満つるまで行使可能となる。
    - (iii) 割当日から4年後の応当日から行使期間末日までは、割当てられた本新株予約権の全ての個数について、行使可能となる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	豊澤 一 晃	CEO (Chief Executive Officer)
取締役	鈴木 紀 行	COO (Chief Operating Officer)
取締役	白 井 元	CFO (Chief Financial Officer)
取締役	守 屋 実	株式会社守屋実事務所 代表取締役 株式会社FUNDINNO 社外取締役 株式会社ガラパゴス 社外取締役 株式会社Liberaware 社外取締役 VALT JAPAN株式会社 社外取締役 ドクターメイト株式会社 社外取締役 カイトク株式会社 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	佐 々 木 輝	佐々木輝公認会計士事務所
取締役 (監査等委員)	阿 部 洋	アカウンティングフォース税理士法人 代表社員 株式会社MOLCURE 社外監査役 株式会社JEMS 社外監査役
取締役 (監査等委員)	川 添 文 彬	法律事務所Y Cube 代表弁護士 スマート・アワード・ブラザーズ株式会社 代表取締役CEO

- (注) 1. 取締役 守屋実氏、佐々木輝氏、阿部洋氏及び川添文彬氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2025年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって藤田和久氏が取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査担当と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 当社は、取締役 守屋実氏、佐々木輝氏、阿部洋氏及び川添文彬氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査等委員 佐々木輝氏は公認会計士の資格を、監査等委員 阿部洋氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員 川添文彬氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

## (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった損害賠償金、争訟費用等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

## (5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とし、過半数が独立社外役員から構成される指名報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等(報酬等の基本方針、報酬制度及び具体的な報酬額等)に関する事項を諮問することで、かかる指名・報酬等の決定プロセスの客観性・説明責任の強化を図っております。各取締役の個別の報酬等に係る事項については、予め指名報酬委員会において審議のうえ、当該審議の内容を最大限尊重して、取締役会の決議により決定することとしております。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額(使用人給与は含まない)は、2025年6月24日開催の第30回定時株主総会において年額250,000千円以内（うち社外取締役については年額50,000千円以内）と決議しております。同決議時の当該定めに係る取締役（監査等委員を除く）は4名（うち、社外取締役1名）となっております。取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2025年6月24日開催の第30回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。同決議時の当該定めに係る取締役（監査等委員）は3名（うち、社外取締役3名）となっております。

- ③ 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員を除く）の個人別報酬等の内容の決定にあたっては、独立社外取締役を委員長とし、過半数が独立社外役員から構成される任意の指名報酬委員会において、株主総会が決定する報酬総額の範囲内で、月例の固定報酬を役位、職責、能力等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら審議のうえ、当社の取締役会にて総合的な議論検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

- ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	63,486 (3,750)	63,486 (3,750)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11,700 (11,700)	11,700 (11,700)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3,000 (3,000)	3,000 (3,000)	－ (－)	－ (－)	3 (3)

(注) 当事業年度末日時点の取締役（監査等委員を除く）は4名（うち社外取締役は1名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役は3名）であります。上記の支給員数と相違しておりますのは、2025年6月24日に退任した取締役が1名含まれているためであります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、15頁に記載のとおりであります。なお、社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	守 屋 実	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。新規事業家としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うという役割を適切に果たしております。
取締役 (監査等委員)	佐々木 輝	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会5回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	阿 部 洋	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会5回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	川 添 文 彬	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会5回、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会及び監査等委員会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (i) 倫理的行動規範、リスク・コンプライアンス規程を制定運用する。
  - (ii) 内部監査及び監査等委員監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
  - (iii) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
  - (iv) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (i) 職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (i) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
  - (ii) 各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。
  - (iii) 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (i) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
  - (ii) 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。
  - (iii) 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
  - (iv) 代表取締役CEO、業務執行取締役、執行役員、Unitリーダーによる幹部会を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

- ⑤ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (i) 監査等委員の求めに応じて、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
- ⑥ 監査等委員補助人の取締役からの独立性に関する事項
  - (i) 監査等委員補助人は、監査等委員の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
  - (ii) 当該監査等委員補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- ⑦ 監査等委員補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (i) 監査等委員補助人が監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - (i) 取締役及び使用人は、監査等委員の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査等委員又は監査等委員会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査等委員と情報を共有する。
  - (ii) 監査等委員は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
  - (iii) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後常勤監査等委員に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
  - (iv) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報制度規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
  - (i) 監査等委員が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- ⑩ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (i) 監査等委員は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
  - (ii) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (i) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
  - (ii) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
  - (iii) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役CEOに報告する。
  - (iv) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 監査等委員は、原則として月に1回開催の取締役会及び監査等委員会において、取締役及び使用人の職務の執行状況、リスク管理状況を確認しております。
- ② 監査等委員は、取締役会及び監査等委員会への出席のほか、定期的にと取締役、内部監査担当等と協議の場を設け、情報収集・情報交換を行っております。

---

(注) 本事業報告の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,137,250</b>	<b>流動負債</b>	<b>833,793</b>
現金及び預金	2,199,463	買掛金	346,828
電子記録債権	91,133	1年内返済予定の長期借入金	264,629
売掛金	506,891	リース債務	4,399
完成工事未収入金	282,393	未払金	47,763
有価証券	498,993	未払費用	32,357
商品及び製品	153,433	未払法人税等	78,692
仕掛品	260,826	資産除去債務	1,200
原材料及び貯蔵品	130,283	預り金	8,267
前払費用	10,425	賞与引当金	15,055
その他	3,407	その他の	34,600
<b>固定資産</b>	<b>1,204,122</b>	<b>固定負債</b>	<b>1,528,239</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>678,462</b>	長期借入金	1,465,827
建物	273,674	リース債務	648
機械及び装置	122,219	工事補償損失引当金	60,100
車両運搬具	21,785	資産除去債務	1,664
工具、器具及び備品	22,283	<b>負債合計</b>	<b>2,362,032</b>
土地	230,790	<b>(純資産の部)</b>	
リース資産	3,458	<b>株主資本</b>	<b>2,979,202</b>
建設仮勘定	4,250	資本金	554,940
<b>投資その他の資産</b>	<b>525,660</b>	資本剰余金	1,552,840
投資有価証券	420,706	資本準備金	776,840
出資金	110	その他資本剰余金	776,000
長期前払費用	185	<b>利益剰余金</b>	<b>871,421</b>
繰延税金資産	100,641	その他利益剰余金	871,421
差入敷金保証金	3,947	繰越利益剰余金	871,421
その他	69	<b>評価・換算差額等</b>	<b>138</b>
		その他有価証券評価差額金	138
<b>資産合計</b>	<b>5,341,373</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,979,340</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,341,373</b>

## 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	3,133,835
売 上 原 価	1,833,048
売 上 総 利 益	1,300,786
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	671,753
営 業 利 益	629,033
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5,309
有 価 証 券 利 息	1,110
受 取 配 当 金	596
受 取 手 数 料	4,209
そ の 他	1,455
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	21,175
支 払 手 数 料	1,809
経 常 利 益	618,728
税 引 前 当 期 純 利 益	618,728
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80,045
法 人 税 等 調 整 額	△11,665
当 期 純 利 益	550,348

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当 期 首 残 高	355,800	577,700	776,000	1,353,700	321,072	321,072	2,030,572
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	199,140	199,140		199,140			398,281
当 期 純 利 益					550,348	550,348	550,348
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動(純額)							
事業年度中の変動額合計	199,140	199,140	-	199,140	550,348	550,348	948,629
当 期 末 残 高	554,940	776,840	776,000	1,552,840	871,421	871,421	2,979,202

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	52	52	2,030,625
事業年度中の変動額			
新 株 の 発 行			398,281
当 期 純 利 益			550,348
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動(純額)	85	85	85
事業年度中の変動額合計	85	85	948,715
当 期 末 残 高	138	138	2,979,340

## 個別注記表

### I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 商品及び製品

S O S E I 事業 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

CoolLaser事業 個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

##### (2) 仕掛品

CoolLaser事業 個別法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

##### (3) 原材料及び貯蔵品

S O S E I 事業 先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

CoolLaser事業 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### 3. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	15年～38年
機	械及び装置	2年～12年

#### (2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### (2) 工事補償損失引当金

完成工事に関する瑕疵担保の費用に充てるため、過年度の実績を基礎に将来の補償見込を加味した見積補償額のうち当事業年度負担額を計上しております。

### 5. 収益及び費用の計上基準

#### (1) SOSEI事業

SOSEI事業では、顧客との工事契約に基づき、顧客が管理する構造物の改修補強工事をを行い、成果物を顧客へ引き渡す履行義務を負っております。当該契約において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、期間がごく短い工事を除き、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

(2) CoolLaser事業

CoolLaser事業では、高出力サビ取りレーザー施工装置CoolLaser（クーレーザー）の製造、販売を主たる事業としております。

製品の製造・販売については、完成した製品を顧客に引き渡す履行義務を負っております。法的所有権、製品の所有に伴う重大なリスクと経済価値、物理的占有の移転及び対価の支払いを受ける権利が製品の引き渡し時点で生じると総合的に判断し、顧客への製品の引き渡し時点で製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 一定期間にわたり充足される工事請負契約における工事収益総額及び工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

一定期間にわたり充足される工事請負契約のうち、 期末時点で仕掛中の工事にかかる売上高	540,444
---	---------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事請負契約については、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、期間がごく短い工事を除き、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、事業年度末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

工事収益総額及び工事原価総額の見積りに用いた主要な仮定は、工事を進めるにあたっての建設資材価格や数量、外注費などであり、なお、それぞれの仮定は、工事に対する専門的な知識と施工経験を有する工事現場責任者による判断を伴うものであります。

工事は一般に長期にわたることから、これらの主要な仮定は、天候不順等による工期の延長、材料費や外注費の高騰等によって影響を受ける可能性があり、見積りの不確実性を伴います。そのため、こうした事象の発生により見積りの見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 2. 固定資産の減損

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)	
有形固定資産(貸借対照表計上額)	678,462

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の検討にあたっては、減損損失の認識及び使用価値の算定において、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該見積りは、経営者により承認された中期経営計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資等を考慮することとしております。当該数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、売上原価、人件費や研究開発費等の販売管理費の変動予測等を織り込んでおります。

これらの主要な見積り及び仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

## 3. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)	
繰延税金資産	100,641

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、収益力に基づく将来の課税所得等を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金を繰延税金資産に計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得の見積りは、事業計画を基礎としております。事業計画における主要な仮定は、CoolLaser装置の販売台数の予測を含む販売予測であります。これらの仮定は将来の顧客との交渉や将来の経済情勢の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の金額について見直しが必要になった場合には、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産（帳簿価額）

建物	197,631 千円
土地	201,711 千円
計	399,342 千円

(2) 担保に係る債務（帳簿価額）

1年内返済予定の長期借入金	151,877 千円
長期借入金	501,583 千円
計	653,460 千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

(1) 固定資産

有形固定資産	280,309	千円
建物	54,462	//
機械及び装置	159,999	//
車両運搬具	22,282	//
工具、器具及び備品	7,744	//
リース資産	35,820	//

なお、上記には減損損失累計額が含まれております。

**IV. 株主資本等変動計算書に関する注記**

当事業年度の末日における発行済株式の数  
普通株式 13,618,090 株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	59,006 千円
減価償却超過額	5,477 //
工事補償損失引当金	18,486 //
未払事業税	7,443 //
繰越欠損金	308,109 //
その他	8,796 //
繰延税金資産小計	407,319 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	224,356 //
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	81,951 //
評価性引当額小計	306,308 //
繰延税金資産合計	101,010 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	61 千円
資産除去債務	307 //
繰延税金負債合計	369 千円
繰延税金資産の純額	100,641 千円

## Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

### 1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

#### ① リース資産の内容

(有形固定資産)

主として車両（車両運搬具）であります。

#### ② リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

### 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	6,982	千円
1年超	10,866	//
合計	17,848	千円

## Ⅶ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。また、資金運用に関しては短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権、売掛金及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券はコマーシャルペーパーであり、預金と同様の性格を有するものであります。

投資有価証券は上場株式及び非上場株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクを伴っております。

差入敷金保証金は、仕入先に対する取引保証金及び賃借物件の敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、及び未払金は短期の支払期日であります。

借入金の使途は、運転資金であり、資金調達に係る流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、各部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、投資有価証券等については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、変動金利の借入金については、金融機関ごとに借入金利の一覧表を定期的に作成し、借入金利の変動状況のモニタリングを行うことにより管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、営業債務や借入金について、資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	706	706	－
(2) 差入敷金保証金	3,947	3,523	△424
資産計	4,654	4,229	△424
(1) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,730,456	1,610,567	△119,888
(2) リース債務(1年内返済予定を含む)	5,047	4,892	△155
負債計	1,735,503	1,615,459	△120,044

(\*1)現金は注記を省略しており、預金、電子記録債権、売掛金、完成工事未収入金、有価証券(コマーシャルペーパー)、買掛金並びに未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2)市場価格のない株式等

区分	当事業年度(千円)
非上場株式	420,000
出資金	110

非上場株式は、市場価格のない株式であることから、時価開示の対象としておりません。

(\*3)長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	706	—	—	706
資産計	706	—	—	706

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入敷金保証金	—	3,523	—	3,523
資産計	—	3,523	—	3,523
長期借入金	—	1,610,567	—	1,610,567
リース債務	—	4,892	—	4,892
負債計	—	1,615,459	—	1,615,459

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入敷金保証金

差入敷金保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを合理的に見積った返還予定時期に基づき、国債の利回り等適当な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記**

役員及び個人主要株主等

種類	氏名 又は 会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	職業 又は 事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高
役員	白井 元	-	-	当社 取締役 CFO	被所有 直接2.90%	-	新株予約権 の権利行使 (注)	11,970	-	-

(注) 2024年1月18日開催の取締役会の決議に基づき付与された第3回新株予約権の当事業年度における権利行使であります。

IX. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	SOSEI事業	CoolLaser事業	
SOSEI工事	1,770,331	－	1,770,331
防水塗装工事	3,785	－	3,785
塗膜剥離工事	－	19,760	19,760
商品及び製品の販売	2,233	1,329,263	1,331,496
サービス売上高	－	1,098	1,098
顧客との契約から生じる収益	1,776,349	1,350,121	3,126,471
その他	7,363	－	7,363
外部顧客への売上高	1,783,713	1,350,121	3,133,835

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	316,033	685,787
契約資産	230,585	194,629

契約資産は、顧客との請負工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

**X. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	218円78銭
1株当たり当期純利益	40円64銭

**XI. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社トヨコー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
静岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森田 健司  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 嶋田 聖

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トヨコーの2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社トヨコー 監査等委員会

常勤監査等委員 佐々木 輝 ㊟

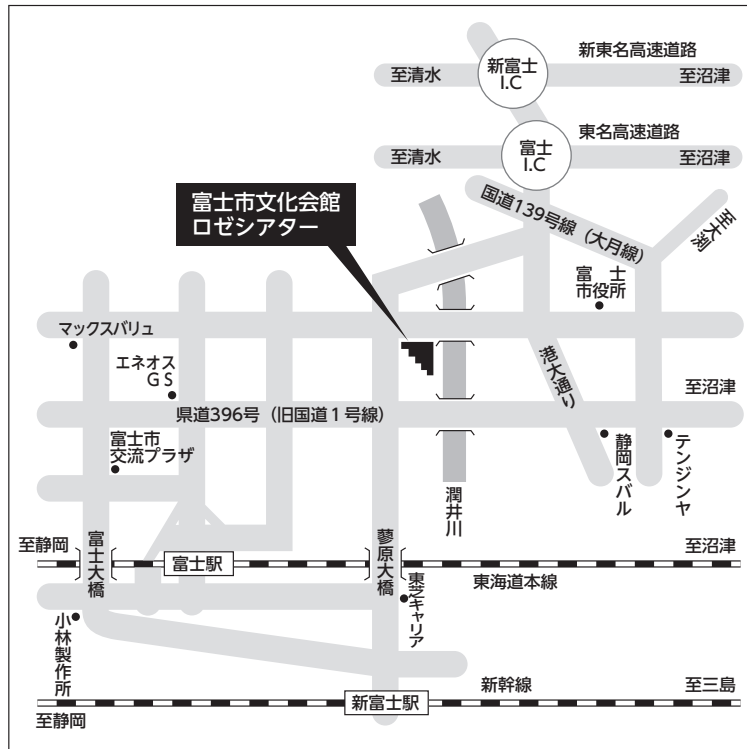
監査等委員 阿部 洋 ㊟

監査等委員 川添 文彬 ㊟

(注) 監査等委員佐々木輝、阿部洋及び川添文彬は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図



**会 場** 富士市文化会館ロゼシアター 小ホール

静岡県富士市蓼原町1750番地

TEL (0545) 60-2510 FAX : (0545) 60-2505

**交通機関** (バス)・JR富士駅北口より中央病院経由吉原中央駅行 (約15分)

「ロゼシアター入口」下車 徒歩2分

・新幹線新富士駅富士山口より吉原中央駅行 (約15分)

「ロゼシアター前」下車

(自動車)・東名高速道路富士I.C.より  
国道1号線方面～富士・田子の浦方面 約2.3km

※送迎バスの運行はございませんので、公共交通機関をご利用ください。